

## 令和5年度集団指導 質問事項及び回答

令和6年3月28日現在

### ●共通

No.	質問事項	回答
1	<b>【書面掲示の見直しについて】</b> ・「WEBサイトに掲載する」とはどのようなことか？また、掲載する特定のサイトがあるのか？	掲載するWEBサイトについては、介護サービス情報公表システム又は事業者独自のホームページ等を想定している。 なお、当事項については、義務化となる令和7年度までは努力義務とする。
2	<b>【契約書等における捺印について】</b> ・重要事項説明書や契約書について、利用者等からの捺印は必要か？	各種書類において、「捺印が必要である」という定めは特にはない。

## ●居宅介護支援事業

No.	質問事項	回答
1	<p>【軽微な変更について】</p> <p>・変更の例として「目標を達成するためのサービス内容の変更」とあるが、具体的にどういうことか？</p>	<p>「目標を達成するためのサービス内容の変更」とは、利用するサービス事業者や回数、時間等の変更はないが、提供するサービス内容が変わる場合を指す。例えば、デイサービスでのリハビリの方法が変わった、入浴が全介助から一部介助に変更したといったものを想定している。ただし、長期・短期目標の変更に伴いサービス内容が変わる場合はこの限りではない。</p>
2	<p>【暫定プランについて】</p> <p>・函中に「区分変更申請（介2から悪化見込み）」とあるが、介護度は想定しなくてよいのか？</p> <p>・以前の集団指導時の説明では、想定した介護度と1段階でも違いがあった場合は一連のケアマネジメントを行う必要があるとの解説があったが、どうか？</p>	<p>変更後の想定介護度で受けられるサービス種別や回数、内容等が決まってくることから、介護度は想定する必要がある。</p> <p>想定した介護度と1段階でも違いがあった場合は一連のケアマネジメントを行う必要がある。一連のケアマネジメントを省略できるのは、あくまでも決定した介護度が想定介護度と一致した場合のみで、不一致の場合は、決定した介護度によってサービス種別や回数、内容、目標等を再度検討する必要がある。</p>
3	<p>【令和6年度運営基準の改定について】</p> <p>・今回の改正により、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けられるようになるが、指定を受けるためには申請が必要か？必要であれば提出書類等の案内はあるか？</p>	<p>申請が必要となる。申請方法や提出書類等については、準備ができ次第、指定課より案内をする予定。</p>
4	<p>【令和6年度運営基準の改定について】</p> <p>・療養管理指導における歯科衛生士等の通所サービス利用者への介入が可能となるが、それをケアプランに追加する場合、改めてサービス担当者会議の開催が必要か？</p>	<p>サービスを新たに追加することとなるため、「軽微な変更」には該当せず、サービス担当者会議等を省略することはできない。</p>